

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成26年2月14日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|--|-----|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成26年2月1日午後4時10分、所有の自動車で町道東川角小松谷線を走行中、グレーチングが跳ね上がり、車体を損傷したものの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金62,515円
内訳（車両修理費用） | |